

通常の営業日及び営業時間（記載例）

○営業日及び営業時間

	営業時間（開店時間＋特定販売のみを行う時間）		開店時間（実店舗が開局・開店している時間）	
			□営業時間と同じ ☒ 営業時間と異なる →営業時間と異なる場合は下表に記載	
月曜日	9：00～19：00	10時間	：同左～	時間
火曜日	9：00～19：00	10時間	：同左～	時間
水曜日	9：00～19：00	10時間	9：00～13：00	4時間
木曜日	9：00～19：00	10時間	：同左～	時間
金曜日	9：00～19：00	10時間	：同左～	時間
土曜日	9：00～13：00	4時間	：なし～	時間
日曜日	：なし～	時間	：なし～	時間
備考	（医薬品以外を販売する時間がある場合は記載すること。） 営業時間＝開店時間＋特定販売のみを行う時間 開店時間が営業時間と同じであれば「同左」、異なる場合はその時間を記載			

	特定販売を行う時間		特定販売のみを行う時間	
	□無 ☒ 有→下表に記載		□無 ☒ 有→下表に記載	
月曜日	：なし～	時間	：なし～	時間
火曜日	9：00～19：00	10時間	：なし～	時間
水曜日	9：00～19：00	10時間	13：00～19：00	6時間
木曜日	9：00～19：00	10時間	：なし～	時間
金曜日	9：00～19：00	10時間	：なし～	時間
土曜日	9：00～13：00	4時間	9：00～13：00	4時間
日曜日	：なし～	時間	：なし～	時間
備考	特定販売を行う時間を記載（ない場合は上の「無」にチェック）※ ※一般用医薬品は必ず営業時間内に行うこと ※□については ※一週間の総時間数が15時間以上であることを目安とすること。			

○1週間の総時間数

営業時間の1週間の総和	上の営業時間の和（10時間×5日＋4時間×1日）	54時間
開店時間の1週間の総和	上の開店時間の和（10時間×4日＋4時間×2日）	48時間
要指導医薬品を販売し、又は授与する開店時間の1週間の総和		48時間
第1類医薬品を販売し、又は授与する開店時間の1週間の総和		48時間
一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の1週間の総和		48時間

※営業日曜
○要指導医薬品は対面販売のため、開店時間を超えた時間は販売不可
○第1類医薬品は薬剤師が従事する時間に販売

（注）この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

取り扱う医薬品の区分及び特定販売の方法（記載例）

薬局製剤製造販売業/製造業の許可を取得し、販売している場合のみ「有」 〇取り扱う医薬品の区分		処方箋に基づく交付のみであれば「無」 店舗において行う医薬品の販売を行う医薬品	
薬局医薬品（調剤された薬剤、薬局製造販売医薬品を除く。）	有 ・ ☒ 無	有 ・ ☒ 無	
薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。）	☒ 有 ・ 無		
要指導医薬品	☒ 有 ・ 無	有 ・ ☒ 無	
第1類医薬品	☒ 有 ・ 無		
指定第2類医薬品	☒ 有 ・ 無	有 ・ ☒ 無	
第2類医薬品（指定第2類医薬品を除く。）	☒ 有 ・ 無		
第3類医薬品	☒ 有 ・ 無	有 ・ ☒ 無	

※ 「有・無」については該当するものに○をつける

要指導、一般用医薬品については、該当するものに○をつける

〇特定販売の方法

特定販売を行う際に使用する通信手段	☒ インターネット ☒ 電子メール ☐ カタログ ☐ 電話 ☐ 折込チラシ ☒ F A X ☐ その他（ ）	
特定販売の広告に薬局又は店舗の名称と異なる名称の表示	無 ・ ☒ 有	<名称> ××薬局〇〇店インターネットショップ
特定販売の広告にインターネットを利用する場合の主たるホームページアドレス	※ 複数ある場合は全て記載すること。 http://www.xxyakkyoku-marumaru@xxx.jp 閲覧時に必要なパスワード 無 ・ ☒ 有 （ I D : ×××××× パスワード : ×××××× ）	
特定販売の広告にインターネットを利用する場合の主たるホームページの構成の概要	別紙のとおり	
行政による監督のための設備の概要	※ 特定販売のみを行う時間がある場合のみ ☒ 行政が指定した画像を電送できる設備 ☐ その他（ ）	

※ 「無・有」については該当するものに○をつけ、有の場合は右側又は下にその内容を記載すること。

※ ☐ については、該当するもの全てにレ点をつけること。

※ 主たるホームページの構成の概要を示した書類として、以下の内容が分かる書類を添付すること。また、カタログ等を用いて特定販売を行う場合も、同様にその概要が分かる資料を提出すること。

- ・ ホームページのトップページ ・ 医薬品の表示内容（個別の販売ページ、医薬品一覧、検索結果等）
- ・ 薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項
- ・ 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項
- ・ 薬局又は店舗の主要な外観の写真など、医薬品医療機器等法施行規則別表第1の3に掲げる事項

（注）この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。